

(事務局次長)

第二条 事務局に、事務局次長三人以内を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(参事官)

第三条 事務局に、参事官五人以内を置く。

2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(事務局長等の勤務の形態)

第四条 事務局長、事務局次長及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

第五条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

第六条 本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行の日(令和六年六月一日)から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

2 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」を「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」に改める。

推進本部に置かれる事務局

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

3 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「認知症施策推進本部」の下に「船舶活用医療推進本部」を加える。

第一条中「認知症施策推進本部」の下に「船舶活用医療推進本部」を加える。

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣総理大臣 岸田 文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)別表第二第九十四号及び第二十三条

の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号ただし書中「二五％」を「三〇％」に改め、同項中第二十八号の十五を第二十八号の十六とし、第二十八号の十四の次に次の一号を加える。

二十八の十五 四―クロロ―ニ―フルオロ―五―「RS」―「二・二―トリフルオロエチル」

スルフィニル」フェニル―五―「トリフルオロメチル」チオ」ベンチル―エーテル(別名フルベ

ンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(187)を(188)とし、(32)から(186)までを(33)から(187)までとし、(31)の次に次のように加

える。

(32) 一―「三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―二―

イル)―五―「シクロプロピルメチル」アミノ」―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別

名シクロピラニル)及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十

二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製

造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一

日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、

適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一

日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規

定は、適用しない。

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管

理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布す

る。

御 名 御 璽

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の

出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関

係法律の規定に基づき、この政令を制定する。